

子育て応援課からのお知らせ



市には子育て世帯の皆さんを応援するさまざまな制度があります。
対象となる人は、忘れずに申請書の提出や更新の手続きをしましょう。

1 児童手当の制度が一部変更されます

問い合わせ 子育て応援課こども福祉係(プラザけやき内 ☎35-0914)



令和4年度からの変更点

- ・毎年6月に提出していた現況届が不要になります。
- ・令和4年10月支給分(令和4年6月～9月分)から、申請者の所得制限が変更になります。

■現況届提出の省略

毎年6月に提出していた現況届が不要になります。
手当額の変更・手当の消滅があった場合のみ、通知を送付します。**ただし、以下の人は提出が必要です。**
該当する人には案内を送付しますので、6月末までに必要事項を記入し返送をお願いします。

＜現況届の提出が必要になる人の例＞

- ・住民票の居住地が実態と異なる人(配偶者からの暴力や離婚協議中で別居されている人)
- ・児童の戸籍や住民票がない人
- ・法人の未成年後見人・施設受給の人
- ・その他、菊川市から案内があった人

※上記に該当する人で、現況届の提出がない場合は、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

＜すみやかに変更届の提出が必要になる例＞

- ・市外に居住する配偶者や児童の住所・氏名が変わったとき
- ・離婚し、一緒に児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ・婚姻や子の実親との事実婚により、一緒に児童を養育する配偶者などを有するに至ったとき
- ・受給者の加入する年金が変わったとき(3歳未満の児童がいる時のみ)
- ・児童を養育しなくなったことにより対象となる児童がいなくなったとき
- ・受給者や配偶者が公務員になったとき

※必要な届出が遅れたために、過払いが発生した場合は過払い分を返還していただきます。すみやかに手続きしてください。

■申請者の所得制限の変更

令和4年10月支給(令和4年6月～9月分)から、申請者の所得が一定額以上の場合、児童手当などは支給されません。下記の【表1】の所得制限限度額以上の場合、児童手当は特例給付(1人当たり月額5,000円)になります。また、所得上限限度額以上の場合、児童手当・特例給付は支給されません。

※児童手当などが支給されなくなったあとに、所得が所得上限限度額を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要となります。

※詳しくは内閣府のサイト(右記)にアクセスして確認、または子育て応援課こども福祉係までお問い合わせください。



【表1】 R4年児童手当所得制限限度額・所得上限限度額一覧表

扶養親族等の数	所得制限限度額 (手当が減額になる基準額)		所得上限限度額 (手当が支給されなくなる基準額)	
	所得額	収入額の目安(※)	所得額	収入額の目安(※)
0人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円
5人	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除などを控除した後の所得額で所得制限を確認します。

■児童手当の支払い

令和4年2月分～5月分までの手当は6月15日(水)に受給者の口座に振り込みますので、確認してください。